各 位

会社名 倉庫精練株式会社

代表者名 代表取締役社長 中前 和宏

コード 3578 東証2部

問合せ先 総務課長 上田 紀昭

電話番号 076-249-3131

単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成30年6月27日開催予定の第165期定時株主総会に、 単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、 下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、平成30年10月1日までに、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しています。

当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である 単元株式数を現在の1,000 株から100 株に変更いたします。

(2) 変更の内容

平成30年10月1日をもって単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

2.株式併合

(1) 株式併合を行う理由

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するにあたり、投資単位(1 単元株式の購入金額)を適切な水準に調整することを目的として、株式併合(5 株を 1 株に併合)を実施いたします。

(2) 併合の内容

- ①併合する株式の種類 普通株式
- ②併合の方法・割合 平成 30 年 10 月 1 日をもって、平成 30 年 9 月 30 日 (実質上 9 月 28 日) 現在の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式 5 株につき 1 株の割合で併合いたします。

③株式併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数(平成 30 年 3 月 31 日現在)	7,140,078 株
株式併合により減少する株式数	5,712,063 株
株式併合後の発行済株式総数	1,428,015 株

(注) 「株式併合により減少する株式数」および「株式併合後の発行済株式総数」は、併合前の 発行済株式総数に本株式併合の割合に基づき算出した理論値です。

(3) 併合により減少する株主数

平成30年3月31日現在の株主名簿に基づく株主構成は次のとおりです。

	株主数 (割合)	所有株式数 (割合)		
5 株未満	167 名(21.5%)	186 株(0.0%)		
5 株以上	610 名(78.5%)	7,139,892 株(100%)		
総株主	777名(100.0%)	7,140,078 株(100%)		

(注)上記の株主構成を前提として株主併合を行った場合、5株未満をご所有の167名(所有株式数の合計186株)は、株主としての地位を失うことになりますが、株主併合の効力発生前に「単元未満株式の買取り」の手続をご利用いただくことも可能ですので、お取引証券会社または当社の株式名簿管理人までお問い合わせください。

(4) 1株未満の端数が生じる場合の対応

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき一括して処分し、 その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(5) 併合の条件

本定時株主総会において、本株式併合に係る議案が承認可決されることを条件と致します。

3.定款の一部変更

当社の定款は、上記「1.単元株式数の変更」および「2.株式併合」に伴い、平成30年10月1日をもって、以下のとおり変更されます。

現行定款	変更案		
第6条(発行可能株式総数)	第6条(発行可能株式総数)		
当会社の発行可能株式総数は、3,000 万株と	当会社の発行可能株式総数は、570万株とす		
する。	る。		
第8条(単元株式数)	第8条(単元株式数)		
当会社の単元株式数は、 <u>1,000 株</u> とする。	当会社の単元株式数は、 <u>100 株</u> とする。		

(注) 平成 27 年 5 月 1 日に施行された「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)により、株式併合を行う場合、発行可能株式総数は、効力発生日における発行済株式総数の 4 倍を超えてはならないことになりました。そこで、この改正および上記「2.(2)③株式併合により減少する株式数」に記載した株式併合による当社株式の発行済株式総数の減少を勘案し、発行可能株式総数を減少させるものであります。

4.日程

平成 30 年 5 月 14 日 取締役会決議日 平成 30 年 6 月 27 日 (予定) 定時株主総会開催

平成30年10月1日(予定) 単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更の効力発生日

(ご参考)

上記のとおり、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日は平成30年10月1日を予定しておりますが、株式の振替手続の関係により、東京証券取引所における売買単位が1,000株から100株に変更される日は、平成30年9月26日となります。

以上

【添付書類】

(ご参考) 株式併合および単元株式数の変更に関する Q&A

株式併合および単元株式数の変更に関する Q&A

- Q1 株式併合とはどのようなことですか。
- A1 株式併合とは、複数の株式をあわせて、それより少ない数の株式とするものです。 今回、当社では、5株を1株に併合いたします。
- Q2 単元株式数の変更とはどのようなことですか。
- A2 単元株式数とは、株主総会の議決権の単位となる株式数のことであり、証券取引所で株式 の売買単位として用いられている株式数のことです。

現在、当社の1単元の株式数は、1,000株ですが、これを100株に変更するのが今回の単元株式数です。

- Q3 株式併合、単元株式数の変更の目的はなんですか。
- A3 全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を最終的に 100 株に集約することを目指しております。

当社は、東京証券取引所に上場する会社として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を現在の1,000株から、100株に変更することといたしました。併せて、当社株式について、証券取引所が望ましいとしている投資単位(5万円以上50万円未満)の水準などを勘案し、株式併合(5株を1株に併合)を実施いたします。

- Q4 株式併合によって保有株式数が減少しますが、資産価値への影響はないのですか。
- A4 株式併合を実施しても、その前後で、会社の資産や資本が変わることはありませんので、 株式市況の変動などの要因を別にすれば、株主様がご所有の当社株式の資産価値が変わる ことはありません。ご所有の株式数は、併合前の5分の1となりますが、逆に、1株当た りの純資産額は5倍となります。

また、併合後の株価につきましても、理論上は併合前の5倍となります。

- Q5 所有株式数と議決権数はどうなりますか。
- A5 株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成30年9月30日の最終の株主名簿に記載された株式数に5分の1を乗じた株式数(1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てます。)となります。また、議決権は、併合後のご所有株式数100株につき1個となります。

具体的には、株式併合および単元未満株式数変更の効力発生の前後で、ご所有株式数および議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前(平成30年9月30日まで)		効力発生後(平成 30 年 10 月 1 日から)		
	ご所有株式数	議決権数	ご所有株式数	議決権数	端数株式
例 1	2,000 株	2個	400 株	4個	なし
例 2	1,023 株	1個	204 株	2個	0.6株
例3	404 株	0個	80 株	0個	0.8株
例4	2 株	0個	0 株	0 個	0.4株

株式併合の結果、1株に満たない端数株式(以下、「端数株式」といいます。)が生じた場合(上記の例2、例3、例4のような場合)は、すべての端数株式を当社が一括して処分し、その代金を各株主様の有する端株の割合に応じてお支払いいたします。このお支払代金(端株株式相当分の処分代金)は、平成30年12月下旬以降にお送りすることを予定し

ております。

効力発生前のご所有株式が、5株以下の場合(上記例4の場合)は、この5株以下の株式については端数株式として処分させていただくことになります。その結果、株式併合後に所有する株式が無くなりますので、株主としての地位を失うことになります。何卒ご理解を賜りたいと存じます。

- Q6 端数株式を生じさせないようにする方法はありますか。
- A6 株式併合の効力発生前に、単元未満の買取制度をご利用いただくことにより、端数株式の 処分を受けないようにすることが可能です。

具体的なお手続きについては、株主様がお取引されている証券会社か、証券会社に口座を作られてない場合は、後記の当社特別口座の口座管理機構(株主名簿管理人)にお問い合わせください。

- Q7 株式併合後でも単元未満株式が生じます。買取りや買増しをしてもらえますか。
- A7 株式併合後においても、単元未満株式の買取制度をご利用いただけます。

具体的なお手続きについては、株主様がお取引されている証券会社か、証券会社に口座を作られていない場合は、後記の当社特別口座の口座管理機関(株主名簿管理人)にお問い合わせください。尚、当社では単元未満株式の買増制度は運用しておりません。

- Q8 株主は何か手続きをしなければならないのですか。
- A8 特に必要な手続きはございません。

【お問い合わせ先】

株式併合および単元株式数変更に関しご不明な点は、お取引のある証券会社または下記特別口座 の口座管理機関(株主名簿管理人)までお問い合わせください。

【株主名簿管理人】

〒168-8507 東京都杉並区和泉二丁目8番4号

みずほ信託銀行株式会社

電 話 0120-288-324 (フリーダイヤル)

受付時間 9:00~17:00 (土・日・祝日を除く)

以上